法務省刑総第６９９号
令和２年７月１０日

改正　令和　３年１２月２４日法務省刑総第１１５２号
改正　令和　４年　３月２８日法務省刑総第　３１８号
改正　令和　４年１２月２２日法務省刑総第１１８１号
改正　令和　５年１２月２６日法務省刑総第１１６１号
改正　令和　６年１２月　６日法務省刑総第１０９７号

検事総長殿
検事長殿
検事正殿

法務省刑事局長
（公印省略）

検察運営に関する報告について（依命通達）

当局において把握する必要があるため、事件、統計及び事務に関して、本日から、下記により、検察総合情報管理システムのメッセージ等を用いて報告願います。

記

第１　事件報告

１　事件報告は、最高検察庁、高等検察庁又は地方検察庁から、各庁（地方検察庁にあっては管内区検察庁を含む。以下同じ。）における、下記２の事件について、下記３の事項を、事件報告様式により、それぞれ速やかに報告するものとする。ただし、下記３の各事項が近接している場合は、一括して報告するものとする。

２　対象事件

検察審査会で起訴を相当とする議決、公訴を提起しない処分を不当とする議決、起訴議決又は起訴議決をするに至らなかった旨の議決をした事件及び検察審査会の建議又は勧告の対象となった事案

３　報告事項

(1)　検察審査会議決書受理等
(2)　処分
(3)　裁判結果
(4)　上訴
(5)　裁判確定

(6) 建議又は勧告の内容

4 事案の内容、公訴事実の要旨、裁判の内容等を報告する場合には、簡潔に要旨等を記載すれば足りる。

第２ 統計報告

1 通則

(1) 統計報告は、高等検察庁から、統計報告一覧表左欄に掲げる統計について、同表右欄に掲げる様式により、その庁の統計表及び地方検察庁の統計表（地方検察庁及び区検察庁の統計表を集計したものをいう。以下この項において同じ。）を集計して作成した統計表に、その高等検察庁の統計表及び各地方検察庁の統計表を添えて報告するものとする。

(2) (1)の報告は、毎年分を翌年１月末日までに行うものとする。ただし、売春防止法違反事件統計報告及び売春防止法違反事件第一審裁判結果統計報告については、毎年分を翌年２月末日までに、少年事件統計報告については、毎年分を翌年３月末日までに、選挙関係事件統計報告については、当該選挙施行の都度別に定める期日までに、それぞれ行うものとする。

2 統計表作成要領

(1) 統計は、人員によって計算するものとする。

受理、処理等の人員の計上方法は、おおむね刑事統計調査規程による統計の人員の計上方法と同一である。

(2) 罪名区分

ア 統計報告第４号、第６号、第１１号の１、２、３及び第１２号の調査を行う場合における刑法犯の罪名区分は、統計報告罪名区分表によるものとする。

イ 各罪名は、それぞれ未遂、教唆又は幇助の罪を含むものとする。

(3) 受理

ア 新受人員は、事件事務規程第３条各号所定の事由が生ずるごとに、被疑者１名につき１人として計算するものとする。

イ 被疑者の数が不明である事件の新受人員は、１人として計算し、後に被疑者の数が２人以上であることが判明し、その１人を超える人員について新たに受理手続をしたときは、新たに受理した被疑者の数を当該報告期の新受人員として計算するものとする。

ウ 同一の被疑者に数個の罪があって、それらの罪に係る事件を１個の事件番号で受理した場合において、それらの罪が二以上の統計表に計上すべきものであるときは、それらの罪について各別に事件を受理したものとする。

エ １個の事件番号で受理した事件に係る罪が同一の統計表に計上すべき二以上の罪名（法令、法条を含む。以下同じ。）に該当する場合における受理の罪名は、それらの罪の法定刑に軽重があるときは法定刑の最も重い罪

の罪名によるものとし、それらの罪の法定刑に軽重がないときは犯情の重い罪の罪名によるものとする。

(4) 処理

ア　同一の被疑者の数個の罪に係る事件につき新受人員を１人又は数人として計算したときは、既済又は未済の人員の計算においても新受人員において行った計算は変更しないものとする。

イ　同一の被疑者の数個の罪に係る事件につき受理人員を１人として計算したときは、全ての罪に係る事件の処理が終わったときに既済となったものとする。

ウ　１人につき数個の既済事由があるときは、既済事由は、統計表に掲げる処理区分の順序に従い最初の事由に該当するものによるものとする。

エ　処理の罪名は、統計表に計上すべき既済事由に対応する罪名によるものとする。

オ　１人につき同一の既済事由に係る数個の罪名があるときは、処理の罪名は、(3)、エに準ずるものとする。

カ　処理の罪名が受理の罪名と異なるときは、当該統計表の備考欄にその旨を記載するものとする。

キ　処理の罪名は、統計表に計上する既済事由に対応する罪名とされていることから、同一の被疑者に数個の罪があって、それらの罪につき既済事由がそれぞれ異なる場合には、まず、ウにより既済事由を選定し、その既済事由につき、数個の罪名があるときは、エにより処理の罪名を選定することとなる。

(5) 未済

調査期間の末日現在において事件の処理が既済とならない被疑者の人員を受理のときにおける罪名の別によって計上するものとする。

(6) 裁判結果

ア　同一の被告人に係る数個の罪について一の裁判があった場合において、それらの罪が二以上の統計表に計上すべきものであるときは、それらの罪について各別に裁判があったものとする。

イ　１人に対し、一の裁判で数個の主文を包含し、又は数種の刑を併科する裁判があったときは、裁判結果は、統計表に掲げる裁判結果区分の順序に従い最初の裁判結果に該当するものによるものとする。

ウ　罪名は、次の例によるものとする。

(ア) 有罪の場合

a　有罪とされた罪の罪名

b　併合罪について一の主刑が言い渡された場合において、それらの罪の法定刑に軽重があるときは法定刑の最も重い罪の罪名、それらの罪

の法定刑に軽重がないときは犯情の重い罪の罪名

c　一の裁判で数個の罪について二以上の主刑が言い渡された場合において、言渡し刑に軽重があるときは、言渡し刑の重い罪の罪名、言渡し刑に軽重がないときであって、それらの罪の法定刑に軽重があるときは法定刑の最も重い罪の罪名、それらの罪の法定刑に軽重がないときは犯情の重い罪の罪名

(イ)　有罪以外の場合

a　起訴の罪名

b　起訴の罪名が数個ある場合において、それらの罪の法定刑に軽重があるときは法定刑の最も重い罪の罪名、それらの罪の法定刑に軽重がないときは犯情の重い罪の罪名

(7)　その他留意事項

ア　統計報告第１１号の１、２及び３の人員の数は、当該報告期における家庭裁判所の処分に係る事件についての検察庁における事件番号の数により計上し、家庭裁判所処分は(6)、イに、罪名は(6)、ウにそれぞれ準ずるものとする。

イ　処理の罪名が受理の罪名と異なることとなった場合において、受理の罪名又は処理の罪名が当該統計表に掲げられている罪名以外の罪名であるときは、受理人員から既済人員を控除した数が、未済人員の数と必ずしも一致しないこととなる。

例えば、過失運転致傷及び道路交通法違反の罪として受理した事件につき、道路交通法違反の罪について公判請求、過失運転致傷の罪について不起訴処分の処理がなされたときは、公務員犯罪人員調（統計報告第４号）の作成においては、「自動車による過失致死傷・過失運転致死傷」の受理欄には計上されることとなるが、その既済欄には計上されないこととなる。この場合、(4)、カに定めるところにより、道路交通法違反として処理された旨を統計表の備考欄に記載することとなる。

3　公安労働関係統計について

違法争議行為その他労働組合運動に関連して発生した犯罪については、違法争議行為等事件統計に計上し、公安関係事件統計及び労働関係法令違反事件統計には計上しないこととされたい。

4　選挙関係事件統計について

選挙事犯資格別処理・裁判結果人員調（統計報告第７号の２）については、以下の点に留意されたい。

(1)　同調は、実人員を把握するためのものであるので、同一人につき、数個の処理又は裁判があった場合には、同統計表に掲げる順序に従い最初の処理区分又は裁判結果区分に該当するものにより、１人として計上することとされ

たい。例えば、同一人につき、不起訴処分がなされた後、報告期を異にして略式命令請求がなされた場合には、先に作成した統計表には不起訴欄に計上されるが、後に作成する統計表には略式命令請求欄のみに計上されることとなる。

(2) 同一人が二以上の資格に該当するときは、資格別欄に掲げる順序に従い最初の資格に該当するものとして計上することとされたい。

(3) 資格別の欄中「候補者等の親族」欄、「公務員」欄及び「その他」欄以外の各欄には、当該選挙においてそれぞれの資格を有したことのある者による事犯のみを計上することとされたい。例えば、事前運動をした者がその後立候補した場合には、その者に係る事犯が当該事前運動事犯のみであっても「候補者」欄に計上することとなる。

(4) 資格別の欄中「候補者等の親族」欄には、上記の意味での候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹が、その候補者のための選挙運動(当該選挙運動が、候補者、総括主宰者又は出納責任者と意思を通じてなされたものであることは、必要でない。)に係る事犯を犯した場合における該当事犯を計上することとされたい。

5 少年関係統計について

少年事件人員調(統計報告第１１号の１、２及び３)については、以下の点に留意されたい。

人員数は、家庭裁判所送致の回数及び家庭裁判所の処分の数にかかわらず、検察庁における事件番号の数に従って人員数を計上することとされたい。また、このような基準によって計上された人員数である１人に対し、一の決定で数個の処分がなされたときは、２、(6)、イに準じ、家庭裁判所処分は同統計表に掲げる家庭裁判所処分の区分の順序に従い最初の処分に該当するものとして計上することとなる。

罪名については、２、(6)、ウに準ずるものとし、この場合において、「有罪」とあるのは「検察官送致、少年院送致又は保護観察」と、「有罪以外」とあるのは「審判不開始、不処分又はその他」と、「起訴」とあるのは「家庭裁判所送致」とそれぞれ読み替えるものとする。したがって、家庭裁判所の処分に係る罪が二以上の罪名に該当する場合において、当該処分が、検察官送致、少年院送致又は保護観察であるときは、併合罪の例によることとなり、その処分がこれ以外であるときは、家庭裁判所送致に係る罪の罪名のうち、法定刑の最も重い罪の罪名(それらの罪の法定刑に軽重がないときは、犯情の重い罪の罪名)によることとなる。

なお、本統計表においては、事件事務規程第８７条第３項の規定により送致した事件(いわゆる簡易送致事件)に係るものについては計上しない。

第３ 事務報告

1　通則

事務報告は、事務報告一覧表左欄１から４まで及び同欄６から８までに掲げる項目については、最高検察庁、高等検察庁又は地方検察庁から、各庁における同表右欄に掲げる事項を、事務報告様式により、それぞれ速やかに報告するものとし、同表左欄５に掲げる項目については、地方検察庁から、各庁における同表右欄に掲げる事項を３か月（１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで及び１０月から１２月まで）ごとに取りまとめた上、事務報告様式により、それぞれ翌月末日までに報告するものとする。

2　留意事項

(1)　事務報告一覧表左欄２に掲げる項目について、法務大臣訓令や当職依命通達に基づいて、その範囲で発出する訓令、通達等の報告は不要である。

(2)　事務報告一覧表左欄５に掲げる項目については、罰則の定めのある条例の制定及び改廃（罰則に影響を及ぼさない改正は除く。）につき、普通地方公共団体名、条例の名称、公布及び施行の年月日、協議を受けた検察官、制定又は改廃の目的並びに罰則適用上の問題点を報告するものとする。

なお、普通地方公共団体の制定した条例で、それ自体には罰則規定を含まないものであっても、青少年保護育成条例、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく条例など罰則の定めのある法令の補充規定として制定されたものについては、罰則の定めのある条例に準じて報告する。

また、改正条例（いわゆる改め文）、旧条例、新条例、新旧対照表及び参考資料を添付して送付する。

第４　経過措置について

1　第１事件報告及び第３事務報告による報告には、この通達の実施前に生じた事項で、令和２年７月１０日法務省刑総訓第６号による改正前の刑事関係報告規程（昭和６２年法務省刑総訓秘第２８号訓令。以下「規程」という。）に基づく報告が行われていないものを含むものとする。ただし、規程による方式により報告しても差し支えない。

2　第２統計報告の統計報告罪名区分表（様式第６号関係）の不同意わいせつ、不同意わいせつ致死傷、不同意性交等、不同意性交等致死傷及び強盗・不同意性交等の各区分には、それぞれ、令和５年１２月２６日付け法務省刑総第１１６１号当職依命通達（以下「令和５年通達」という。）による改正前の同区分表の強制わいせつ、強制わいせつ致死傷、強制性交等、強制性交等致死傷及び強盗・強制性交等の各区分に包含される罪を含むものとする。

3　第２統計報告の統計報告罪名区分表（様式第１１号の１、２、３、第１２号関係）の強盗及び不同意わいせつ・不同意性交等の各区分には、それぞれ、令和５年通達による改正前の同区分表の強盗及び強制わいせつ・強制性交等の各区分に包含される罪を含むものとする。

事件報告様式

検察審査会に関する報告	
報告検察庁	検察庁
報告年月日	年　月　日
第１回報告年月日	年　月　日
被疑者・被告人氏名	
報告区分	□受理等報告　□処分報告　□裁判結果・確定・上訴報告 （議決区分　□起訴相当　□不起訴不当 □起訴議決　□起訴議決に至らず） □建議・勧告
報告内容	※１　受理等報告 受理年月日　●年●月●日 事件受理年月日　●年●月●日 裁定主文　● 再起年月日　● 申立又は職権開始年月日　●年●月●日 参考事項　● ※２　処分結果 処分年月日　●年●月●日 処分庁（主任検察官）　●（●） 罪名（該当法条）　●（●） 処分の別（求刑・裁定主文）　●（●） 身柄の処置　● 公訴事実の要旨 （不起訴処分の理由等）　● 参考事項　● ※３　裁判結果・確定・上訴報告 罪名（該当法条）　●（●） 裁判年月日　●年●月●日 裁判主文　● 上訴　●年●月●日（●） 確定（確定事由）　●年●月●日（●） 身柄の処置　● 裁判理由の要旨　● 参考事項　●

（注）１　該当する□にレ印を記入すること。
２　受理等報告には議決書等を添付すること。
３　「第１回報告年月日」欄は、２回目以降の報告の場合のみ記入すること。
４　事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告一覧表

事　　項	様　　式
第１　公安労働	
１　公安関係事件統計（この統計は、次に掲げる犯罪についての統計である。） (1)　内乱、外患、国交に関する罪（刑法第７７条から第９４条まで） (2)　騒乱罪（刑法第１０６条）その他これに類する群集犯罪 (3)　違法な集団示威運動、集団行進又は集会に関する犯罪 (4)　破壊活動防止法違反の罪及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律違反の罪 (5)　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反の罪 (6)　特定秘密の保護に関する法律違反の罪 (7)　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第６条及び第７条の罪 (8)　学生運動、農民運動その他大衆運動に関する犯罪（ただし、(3)に該当するものを除く。） (9)　公安に関する国家公務員法、地方公務員法、外務公務員法及び自衛隊法に違反する罪 (10)　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法違反の罪 (11)　公安に関する武器又は爆発物関係犯罪 (12)　政治的目的による殺人、列車往来妨害、公務所に対する放火その他これに類する犯罪 (13)　前各号に掲げるもののほか、公安に関する犯罪	公安関係事件人員調（統計報告第１号）
２　違法争議行為等事件統計（この統計は、国家公務員法、地方公務員法違反等による違法争議行為その他労働組合運動に関連して発生した犯罪についての統計である。）	違法争議行為等事件人員調（統計報告第２号）
３　労働関係法令違反事件統計（この統計は、次に掲げる法令違反事件についての統計である。） (1)　労働組合法 (2)　労働関係調整法 (3)　労働基準法 (4)　労働安全衛生法 (5)　じん肺法 (6)　船員法 (7)　鉱山保安法 (8)　職業安定法 (9)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (10)　船員職業安定法 (11)　労働者災害補償保険法 (12)　雇用保険法	労働関係法令違反事件人員調（統計報告第３号）

第２　官紀	
１　公務員犯罪統計（この統計は、公務員の犯罪（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を除く。）についての統計である。）	公務員犯罪人員調（統計報告第４号）
２　公務員犯罪（収賄罪）統計（この統計は、刑法第１９７条から第１９７条の４までの罪についての統計である。）	公務員犯罪（収賄罪）人員調（統計報告第５号）
第３　外事	
合衆国軍隊構成員等犯罪事件統計（この統計は、合衆国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪についての統計である。）	合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調（統計報告第６号）
第４　選挙	
選挙関係事件統計（この統計は、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、地方公共団体の長（知事、市区町村長別）及び地方公共団体の議会の議員（都道府県議会議員、市区町村議会議員別）の選挙に係る事件についての統計である。）	選挙事犯受理区分人員調（統計報告第７号の１） 選挙事犯資格別処理・裁判結果人員調（統計報告第７号の２） 選挙事犯罪名別既済人員調（統計報告第７号の３）
第５　麻薬風紀	
１　麻薬・覚醒剤関係事件統計	麻薬・覚醒剤関係事件人員調（統計報告第８号）
２　売春防止法違反事件統計	売春防止法違反事件人員調（統計報告第９号）
３　売春防止法違反事件第一審裁判結果統計	売春防止法違反事件第一審裁判結果人員調（統計報告第１０号）
第６　少年	
１　少年事件統計	少年事件（検察官の処遇意見別家

	庭裁判所処分）人員調（統計報告第１１号の１、２、３）
２　少年事件第一審裁判結果統計	少年事件第一審裁判結果人員調（統計報告第１２号）
第７　財政経済	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反事件統計	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反事件人員調（統計報告第１３号）
第８　検察審査会	
検察審査会において審査した事件及び検察審査会の建議又は勧告の対象となった事案に関する統計	検察審査会議決・建議・勧告受理件数並びに人員調（統計報告第１４号）
第９　被疑者補償	
被疑者補償事件統計	補償をする裁定をした被疑者補償事件人員調（統計報告第１５号の１） 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件人員調（統計報告第１５号の２）

統計報告罪名区分表（様式第４号関係）

罪名の区分	左記罪名の区分に包含される罪の範囲
職権濫用	公務員職権濫用（第１９３条） 特別公務員職権濫用（第１９４条） 特別公務員職権濫用致死傷（第１９６条） 特別公務員暴行陵虐（第１９５条）

	特別公務員暴行陵虐致死傷（第１９６条）
収賄	単純収賄（第１９７条第１項前段） 受託収賄（第１９７条第１項後段） 事前収賄（第１９７条第２項） 第三者供賄（第１９７条の２） 加重収賄（第１９７条の３第１項、第２項） 事後収賄（第１９７条の３第３項） あっせん収賄（第１９７条の４）
窃盗	１　刑法第２編第３６章「窃盗及び強盗の罪」のうち「強盗」を除いたもの ２　盗犯等の防止及び処分に関する法律（以下この表において「盗防」という。）中常習特殊窃盗（盗防第２条）及び常習累犯窃盗（盗防第３条）
詐欺	詐欺（第２４６条） 電子計算機使用詐欺（第２４６条の２） 背任（第２４７条） 準詐欺（第２４８条）
横領	刑法第２編第３８章「横領の罪」の全部
文書偽造	同第１７章「文書偽造の罪」の全部
自動車による過失致死傷・過失運転致死傷	業務上過失傷害（第２１１条前段） 業務上過失致死（第２１１条前段） 重過失傷害（第２１１条後段） 重過失致死（第２１１条後段） 過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下この表において「自動車運転死傷処罰法」という。）第４条） 過失運転致死アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第４条） 過失運転致傷（自動車運転死傷処罰法第５条） 過失運転致死（自動車運転死傷処罰法第５条） 無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第６条第３項） 無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第６条第３項） 無免許過失運転致傷（自動車運転死傷処罰法第６条第４項） 無免許過失運転致死（自動車運転死傷処罰法第６条第４項）
その他の刑法犯	刑法第２編及び自動車運転死傷処罰法に定める罪のうち上記各項に掲げた罪を除いたもの

（注）「自動車による過失致死傷・過失運転致死傷」の項中「自動車」は、自動車運転死傷処罰法に規定する「自動車」と同義であり、道路交通法の自動車及び原動機付自転車を意味する。

統計報告罪名区分表（様式第６号関係）

罪名の区分	左記罪名の区分に包含される罪の範囲

公務執行妨害	刑法第２編第５章「公務の執行を妨害する罪」の全部
放火	現住建造物等放火（第１０８条） 非現住建造物等放火（第１０９条第１項） 自己所有非現住建造物等放火（第１０９条第２項） 建造物等以外放火（第１１０条第１項） 自己所有建造物等以外放火（第１１０条第２項） 建造物等延焼（第１１１条第１項） 建造物等以外延焼（第１１１条第２項） 放火予備（第１１３条） 消火妨害（第１１４条）
失火	建造物等失火（第１１６条第１項） 自己所有非現住建造物等失火（第１１６条第２項） 業務上失火（第１１７条の２前段） 重過失失火（第１１７条の２後段）
住居侵入	刑法第２編第１２章「住居を侵す罪」の全部
文書偽造	同第１７章「文書偽造の罪」の全部
カード偽造等	同第１８章の２「支払用カード電磁的記録に関する罪」の全部
不同意わいせつ	不同意わいせつ（第１７６条） 監護者わいせつ（第１７９条第１項）
不同意わいせつ致死傷	不同意わいせつ致死傷（第１８１条第１項） 監護者わいせつ致死傷（第１８１条第１項）
不同意性交等	不同意性交等（第１７７条） 監護者性交等（第１７９条第２項）
不同意性交等致死傷	不同意性交等致死傷（第１８１条第２項） 監護者性交等致死傷（第１８１条第２項）
殺人	刑法第２編第２６章「殺人の罪」の全部
傷害	傷害（第２０４条） 傷害助勢（第２０６条）
傷害致死	傷害致死（第２０５条第１項）
暴行	暴行（第２０８条）
危険運転致死傷	危険運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以ドこの表において「自動車運転死傷処罰法」という。）第２条・第３条） 無免許危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第６条第１項・第２項）

過失致死傷	過失傷害（第２０９条） 過失致死（第２１０条）
自動車による過失致死傷・過失運転致死傷	業務上過失傷害（第２１１条前段） 業務上過失致死（第２１１条前段） 重過失傷害（第２１１条後段） 重過失致死（第２１１条後段） 過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第４条） 過失運転致死アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第４条） 過失運転致傷（自動車運転死傷処罰法第５条） 過失運転致死（自動車運転死傷処罰法第５条） 無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第６条第３項） 無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第６条第３項） 無免許過失運転致傷（自動車運転死傷処罰法第６条第４項） 無免許過失運転致死（自動車運転死傷処罰法第６条第４項）
その他の業務上（重）過失致死傷	業務上過失傷害（第２１１条前段） 業務上過失致死（第２１１条前段） 重過失傷害（第２１１条後段） 重過失致死（第２１１条後段）
脅迫	脅迫（第２２２条）
窃盗	１　刑法第２編第３６章「窃盗及び強盗の罪」のうち次の項に掲げる「強盗」を除いたもの ２　盗犯等の防止及び処分に関する法律（以下この表において「盗防」という。）中常習特殊窃盗（盗防第２条）及び常習累犯窃盗（盗防第３条）
強盗	強盗（第２３６条） 常習特殊強盗（盗防第２条） 常習累犯強盗（盗防第３条） 強盗予備（第２３７条） 事後強盗（第２３８条） 常習特殊事後強盗（盗防第２条） 常習累犯事後強盗（盗防第３条） 昏酔強盗（第２３９条） 常習特殊昏酔強盗（盗防第２条） 常習累犯昏酔強盗（盗防第３条）
強盗致死傷	強盗致傷（第２４０条前段） 常習特殊強盗致傷（盗防第４条） 強盗致死（第２４０条後段）
強盗・不同意性交等	強盗・不同意性交等（第２４１条第１項） 常習特殊強盗・不同意性交等（盗防第４条） 強盗・不同意性交等致死（第２４１条第３項）

詐欺	詐欺（第２４６条） 電子計算機使用詐欺（第２４６条の２） 準詐欺（第２４８条）
恐喝	恐喝（第２４９条）
横領	刑法第２編第３８章「横領の罪」の全部
盗品等関係	同第３９章「盗品等に関する罪」の全部
毀棄・隠匿	同第４０章「毀棄及び隠匿の罪」の全部
その他の刑法犯	刑法第２編に定める罪のうち上記各項に掲げた罪を除いたもの

（注）「自動車による過失致死傷・過失運転致死傷」の項中「自動車」は、自動車運転死傷処罰法に規定する「自動車」と同義であり、道路交通法の自動車及び原動機付自転車を意味し、「その他の業務上（重）過失致死傷」の項記載の罪の範囲は、「自動車による過失致死傷・過失運転致死傷」の項記載の罪に該当するものを除いたものとする。

統計報告罪名区分表（様式第１１号の１、２、３、第１２号関係）

罪名の区分	左記罪名の区分に包含される罪の範囲
殺人	刑法第２編第２６章「殺人の罪」の全部
放火	現住建造物等放火（第１０８条） 非現住建造物等放火（第１０９条第１項） 自己所有非現住建造物等放火（第１０９条第２項） 建造物等以外放火（第１１０条第１項） 自己所有建造物等以外放火（第１１０条第２項） 建造物等延焼（第１１１条第１項） 建造物等以外延焼（第１１１条第２項） 放火予備（第１１３条） 消火妨害（第１１４条）
強盗	強盗致傷（第２４０条前段） 盗犯等の防止及び処分に関する法律（以下この表において「盗防」という。）中常習特殊強盗致傷（盗防第４条） 強盗致死（第２４０条後段） 強盗・不同意性交等（第２４１条第１項） 常習特殊強盗・不同意性交等（盗防第４条） 強盗・不同意性交等致死（第２４１条第３項） 強盗（第２３６条） 常習特殊強盗（盗防第２条） 常習累犯強盗（盗防第３条） 強盗予備（第２３７条） 事後強盗（第２３８条）

	常習特殊事後強盗（盗防第２条） 常習累犯事後強盗（盗防第３条） 昏酔強盗（第２３９条） 常習特殊昏酔強盗（盗防第２条） 常習累犯昏酔強盗（盗防第３条）
不同意わいせつ・不同意性交等	不同意わいせつ（第１７６条） 監護者わいせつ（第１７９条第１項） 不同意わいせつ致死傷（第１８１条第１項） 監護者わいせつ致死傷（第１８１条第１項） 不同意性交等（第１７７条） 監護者性交等（第１７９条第２項） 不同意性交等致死傷（第１８１条第２項） 監護者性交等致死傷（第１８１条第２項）
傷害・傷害致死	傷害（第２０４条） 傷害致死（第２０５条第１項）
暴行	暴行（第２０８条）
脅迫・強要	脅迫（第２２２条） 強要（第２２３条）
恐喝	恐喝（第２４９条）
窃盗	１　刑法第２編第３６章「窃盗及び強盗の罪」のうちさきに掲げた「強盗」を除いたもの ２　常習特殊窃盗（盗防第２条）及び常習累犯窃盗（盗防第３条）
詐欺	詐欺（第２４６条） 電子計算機使用詐欺（第２４６条の２） 準詐欺（第２４８条）
横領	刑法第２編第３８章「横領の罪」の全部
公然わいせつ	公然わいせつ（第１７４条） 淫行勧誘（第183条） 重婚（第１８４条）
賭博・富くじ	刑法第２編第２３章「賭博及び富くじに関する罪」の全部
自動車による過失致死傷・過失運転致死傷	業務上過失傷害（第２１１条前段） 業務上過失致死（第２１１条前段） 重過失傷害（第２１１条後段） 重過失致死（第２１１条後段） 過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下この表において「自動車運転死傷処罰法」という。）第４条） 過失運転致死アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第４条）

	過失運転致傷（自動車運転死傷処罰法第５条） 過失運転致死（自動車運転死傷処罰法第５条） 無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第６条第３項） 無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱（自動車運転死傷処罰法第６条第３項） 無免許過失運転致傷（自動車運転死傷処罰法第６条第４項） 無免許過失運転致死（自動車運転死傷処罰法第６条第４項）
その他の刑法犯	刑法第２編及び自動車運転死傷処罰法に定める罪のうち上記各項に掲げた罪を除いたもの

（注）「自動車による過失致死傷・過失運転致死傷」の項中「自動車」は、自動車運転死傷処罰法に規定する「自動車」と同義であり、道路交通法の自動車及び原動機付自転車を意味する。

事務報告一覧表

項　　目	報　　告　　事　　項
1　事務細則	検察庁事務章程に基づく執務規程の制定、改廃の内容
2　訓令、通達等	検察庁職員に対する検務事務関係の重要な訓令、通達等の内容
3　司法警察職員に対する懲戒罷免訴追	刑事訴訟法第１９４条に基づく司法警察職員に対する懲戒又は罷免の訴追手続の概要及び結果
4　第一審強化方策協議会状況	第一審強化方策協議会の協議概要
5　罰則の定めのある条例	罰則の定めのある条例であって、普通地方公共団体（都道府県及び都道府県庁所在地の普通地方公共団体に限る。）が制定したもの、当局から特に報告を求められたもの及び当局に特に報告すべきと認めるものの内容及び改廃の内容
6　職務上の過誤	検察庁職員の職務上の過誤で不当な結果を生ぜしめたものの概要
7　監査結果	最高検察庁の下級検察庁に対する監査結果の概要及びその他の監査結果で特に重要な事項を含むものの概要
8　その他	検察事務運営上法務大臣が特に知っておくべきものと認められる事項

統計報告第１号

年分　　公安関係事件人員調　　検察庁

事項別	区分／罪名	受理										既済											未済
		旧受	新受								合計	起訴			不起訴			中止	送致			合計	
			通常受理				他の検察庁から	家庭裁判所から	その他	計		公判請求	略式命令請求	計	起訴猶予	その他	計		他の検察庁に	家庭裁判所に	計		
			検察官直知・認受	通常司法警察員から	特別司法警察員から	計																	

（注）　「事項別」欄には、統計報告一覧表第１、１項の各事項別の数字を記入すること。

備　考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第２号

年分　　違法争議行為等事件人員調　　検察庁

区分／法条	受理										既済											未済
	旧受	新受								合計	起訴			不起訴			中止	送致			合計	
		通常受理				他の検察庁から	家庭裁判所から	その他	計		公判請求	略式命令請求	計	起訴猶予	その他	計		他の検察庁に	家庭裁判所に	計		
		検察官直知・認受	通常司法警察員から	特別司法警察員から	計																	

備考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第3号

労働関係法令違反事件人員調

検察庁

区分 / 法令	受理										既済											未済
	旧受	新受								合計	起訴			不起訴			中止	送致			合計	
		通常受理				他の検察庁から	家庭裁判所から	その他	計		公判請求	略式命令請求	計	起訴猶予	その他	計		他の検察庁に	家庭裁判所に	計		
		検察官直知・認受	通常司法警察員から	特別司法警察員から	計																	
労働組合法																						
労働関係調整法																						
労働基準法																						
労働安全衛生法																						
じん肺法																						
船員法																						
鉱山保安法																						
職業安定法																						
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律																						
船員職業安定法																						
労働者災害補償保険法																						
雇用保険法																						

備考

（用紙　日本産業規格A4）

統計報告第4号

年分

公務員犯罪人員調

検察庁

区分 / 罪名	受理								既済										合計	未済
	旧受	新受						合計	起訴			不起訴			中止	送致				
		通常受理			他庁から	その他	計		公判請求	略式命令請求	計	起訴猶予	その他	計		他の検察庁に	家庭裁判所に	計		
		検察官認知・直受	司法警察員から	計	の検察															
職権濫用																				
収賄																				
窃盗																				
詐欺																				
横領																				
文書偽造																				
自動車による過失致死傷・過失運転致死傷																				
その他の刑法犯																				
特別法犯（道路交通法違反・自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を除く。）																				
合計																				

（注） 本表にいう公務員には、法令により公務に従事する者とみなされるものを含まないものとする。

備考

（用紙 日本産業規格A4）

統計報告第5号

年分　　公務員犯罪(収賄罪)人員調　　検察庁

区分 / 身分	受理								既済											未済
	旧受	新受						合計	起訴			不起訴			中止	送致			合計	
		通常受理			他の検察庁から	その他	計		公判請求	略式命令請求	計	起訴猶予	その他	計		他の検察庁に	家庭裁判所に	計		
		検察・警察認受	司法警察員から	計																
国会議員																				
裁判所職員																				
法務省職員																				
財務省職員 国税庁職員																				
財務省職員 その他の職員																				
農林水産省職員																				
経済産業省職員																				
国土交通省職員																				
総務省職員																				
警察職員																				
その他の国家公務員																				
みなす公務員																				
地方公共団体の議会の議員																				
地方公共団体の職員(警察職員を除く。)																				
合計																				

(注)1 「警察職員」とは、警察庁職員及び都道府県警察職員をいう。

2 「みなす公務員」とは、法令により公務に従事する者とみなされるものをいう。

備考

(用紙 日本産業規格A4)

統計報告第6号

年分　　合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調　　検察庁

区分 / 罪名		受理 旧受	新受 通常受理 検認知・察・直受	新受 通常受理 司法警察員	新受 通常受理 計	新受 他の検察庁から	新受 家庭裁判所から	新受 その他	新受 計	合計	既済 起訴 公判請求	既済 起訴 略式命令請求	既済 起訴 計	既済 不起訴 起訴猶予	既済 不起訴 嫌疑不十分	既済 不起訴 裁判権なし	既済 不起訴 第一次裁判権なし	既済 不起訴 第二次裁判権不行使	既済 不起訴 その他	既済 不起訴 計	既済 中止	既済 送致 他の検察庁に	既済 送致 家庭裁判所に	既済 送致 計	既済 合計	未済
刑法犯	公務執行妨害																									
	放火																									
	失火																									
	住居侵入																									
	文書偽造																									
	カード偽造等																									
	不同意わいせつ																									
	不同意わいせつ致死傷																									
	不同意性交等																									
	不同意性交等致死傷																									
	殺人																									
	傷害																									
	傷害致死																									
	暴行																									
	危険運転致死傷																									
	過失致死傷																									
	自動車による過失致死傷・過失運転致死傷																									
	その他の業務上（重）過失致死傷																									
	脅迫																									
	窃盗																									
	強盗																									
	強盗致死傷																									
	強盗・不同意性交等																									
	詐欺																									
	恐喝																									
	横領																									
	盗品等関係																									
	毀棄・隠匿																									
	その他																									
	計																									
特別法犯	道路交通法違反																									
	麻薬及び向精神薬取締法違反・あへん法違反																									
	覚醒剤取締法違反																									
	大麻取締法違反																									
	大麻草の栽培の規制に関する法律違反																									
	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反																									
	関税法違反																									
	外国為替及び外国貿易法違反																									
	銃砲刀剣類所持等取締法違反																									
	たばこ事業法違反																									
	その他																									
	計																									
合計																										

(注)1　罪名中「関税法違反」には、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律違反を含むものとする。

2　「第一次裁判権なし」として不起訴処分に付された人員のうち、公務中の犯罪であるものについては、（　）を付し内数として計上すること。

備考

（用紙　日本産業規格A4）

統計報告第7号の1

年　月　日現在

選挙事犯受理区分人員調

検察庁

受理										既済				未済
検察官認知				検察官直受			司法警察員から	その他	計	起訴	不起訴	中止・送致	計	
密告	風評	他事件取調べ中覚知	その他	告訴	告発	自首								

(注) 1 表題欄には選挙種別を記入すること、
2 計上すべき人員は当該選挙における累計とすること、

(用紙　日本産業規格A4)

統計報告第７号の２

年　月　日現在

選挙事犯資格別処理・裁判結果人員調

検察庁

区分 / 資格別	処理				裁判結果								裁判未済
	公判請求	略式命令請求	不起訴	計	懲役	禁錮	罰金	科料	無罪	免訴、公訴棄却	その他	計	
候補者													
総括主宰者													
出納責任者													
地域主宰者													
候補者等の親族													
候補者等の秘書													
組織的選挙運動管理者等													
選挙管理委員会委員・職員													
その他の選挙事務関係者													
公務員													
一般選挙運動者													
選挙人													
その他													
計													

（注）１　表題欄には選挙種別を記入すること。
２　候補者中当選者については、（　　）を付し内数とすること。
３　「総括主宰者」とは、法第251条の２第１項第１号に掲げる者をいう。
４　「出納責任者」とは、法第251条の２第１項第２号に掲げる者をいう。
５　「地域主宰者」とは、法第251条の２第１項第３号に掲げる者をいう。
６　「総括主宰者」、「出納責任者」及び「地域主宰者」については、法第221条第３項、第222条第３項、第223条第３項及び第223条の２第２項の加重処罰規定により起訴された者又は法第247条により起訴された出納責任者のみを計上し、これら以外の者については、該当する罰則規定に従い、「一般選挙運動者」「選挙人」等として計上すること。
７　「候補者等の親族」とは、法第251条の２第１項第４号に掲げる者をいう。
８　「候補者等の秘書」とは、法第251条の２第１項第５号に掲げる者をいう。
９　「組織的選挙運動管理者等」とは、法第251条の３に掲げる者をいう。
10　「候補者等の親族」、「候補者等の秘書」及び「組織的選挙運動管理者等」については、法第253条の２に該当する事件である旨、裁判所に対して連絡した人員のみを計上し、これら以外の者については、該当する罰則規定に従い、「一般選挙運動者」「選挙人」等として計上すること。
11　「選挙管理委員会委員・職員」には、中央選挙管理会の委員及び同会の事務に従事する総務省の職員を含む。
12　「その他の選挙事務関係者」とは、法第88条に掲げる者及び選挙事務に関係ある国若しくは地方公共団体の公務員をいう。
13　「公務員」とは、法第136条の２第１項に掲げる者で、11、12に掲げる以外の者をいう。なお、法第251条の４、第253条の２に該当する事件である旨、裁判所に対して連絡した人員については（　　）を付し内数とすること。
14　同一人につき、数個の処理又は裁判があった場合には、処理及び裁判結果欄は、統計表作成要領の規定にかかわらず、統計表に掲げる順序に従い最初の既済事由又は裁判結果区分に該当するものにより一人として計上すること。
15　裁判結果欄には、処理欄に計上した人員の裁判結果を記載すること。ただし、裁判の結果、処理欄に計上した資格と異なる認定があった場合には、認定された資格に対応する裁判結果欄に計上し、備考欄にその旨を記載すること。
16　計上すべき人員は、当該選挙における累計とすること。

備　考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第7号の3

年　月　日現在

選挙事犯罪名別既済人員調

検察庁

区分 / 法条	受理	起訴			不起訴			中止送致	既済合計	未済
		公判請求	略式命令請求	計	起訴猶予	その他	計			
買収（法第221条第1項）										
言論買収（法第223条の2）										
その他の買収										
おとり罪（法第224条の2）										
候補者の選定に関する罪（法第224条の3）										
選挙妨害（法第225条～第230条）										
虚偽事項公表（法第235条）										
新聞紙等が選挙の公正を害する罪（法第235条の2）										
政見放送又は選挙公報の不法利用罪（法第235条の3）										
氏名等の虚偽表示罪（法第235条の5）										
あいさつを目的とする有料広告の制限違反（法第235条の6）										
選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反（法第236条の2）										
不正投票（法第237条、第237条の2）										
その他の実質犯										
事前運動（法第239条第1項第1号）										
戸別訪問（法第239条第1項第3号）										
公務員等の選挙運動等の制限違反（法第239条の2）										
文書図画頒布（法第243条第1項第3号）										
選挙運動用電子メールの送信制限違反（法第243条第1項第3号の2）										
選挙運動用有料インターネット広告の掲載（法第243条第1項第3号の3）										
文書図画掲示（法第243条第1項第4号）										
脱法文書図画頒布掲示（法第243条第1項第5号）										
新聞紙雑誌の頒布掲示（法第243条第1項第6号、第2項）										
その他の運動違反										
出納責任者の支出権限違反（法第246条第4号）										
その他の収入支出の制限違反										
選挙費用の法定額超過違反（法第247条）										
推薦団体の選挙運動の規制違反（法第252条の2）										
政党等の政治活動違反（法第252条の3）										
選挙人等の偽証罪（法第253条）										
国家公務員法違反（国家公務員法第111条の2第2号）										
計										

(注) 1　表題欄には選挙種別を記入すること。
2　「買収」には、法第221条第3項各号に掲げる者の同条第1項に係る買収を含む。
3　「その他の買収」とは、法第221条、第222条、第223条に該当するものであって、2を除くものをいう。
4　「その他の実質犯」とは、法第231条、第232条、第234条、第235条の4及び第236条に該当するものをいう。
5　「その他の運動違反」とは、法第238条、第238条の2、第239条（第1項第1号中第129条の規定の違反に係るもの及び同項第3号を除く。）、第240条、第241条、第242条、第242条の2、第243条（第1項第3号から第5号まで及び第6号並びに第2項を除く。）、第244条及び第245条に該当するものをいう。
6　「その他の収入支出の制限違反」とは、法第246条（第4号を除く。）、第248条から第249条の5に該当するものをいう。
7　比例代表選出、選挙区選出の別に作成するとともに、両選挙における人員を合計した表を作成すること。
8　計上すべき人員は当該選挙における累計とすること。

備　考

（用紙　日本産業規格A4）

年分 麻薬・覚醒剤関係事件人員調 検察庁

罪名・態様			受理 旧受	受理 新受 通常受理 検察官認知・直受	受理 新受 通常受理 司法警察員から	受理 新受 通常受理 特別司法警察員から	受理 新受 通常受理 計	受理 新受 他の検察庁から	受理 新受 家庭裁判所から	受理 新受 その他	受理 新受 計	受理 合計	既済 起訴 公判請求	既済 起訴 略式命令請求	既済 起訴 計	既済 不起訴 起訴猶予	既済 不起訴 嫌疑不十分	既済 不起訴 その他	既済 不起訴 計	既済 中止	既済 送致 他の検察庁に	既済 送致 家庭裁判所に	既済 送致 計	既済 合計	未済
刑法犯	阿片煙ニ関スル罪																								
特別法犯	覚醒剤取締法違反	輸入(出)																							
		製造																							
		譲渡譲受																							
		所持																							
		使用																							
		その他																							
		計																							
	麻薬及び向精神薬取締法違反 麻薬	輸入(出)																							
		製造(剤)																							
		譲渡譲受																							
		所持																							
		交付																							
		施用																							
		受施用																							
		その他																							
		計																							
	麻薬及び向精神薬取締法違反 向精神薬	輸入(出)																							
		製造(剤)小分																							
		譲渡																							
		譲渡目的所持																							
		その他																							
		計																							
	麻薬及び向精神薬取締法違反	計																							
	あへん法違反	栽培																							
		輸入(出)																							
		譲渡譲受																							
		所持																							
		その他																							
		計																							
	大麻取締法違反	栽培																							
		輸入(出)																							
		譲渡譲受																							
		所持																							
		その他																							
		計																							
	大麻草の栽培の規制に関する法律違反	栽培																							
		その他																							
		計																							
	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反	業態犯																							
		仮装																							
		隠匿																							
		収受																							
		輸入(出)																							
		譲渡譲受																							
		所持																							
		あおり・唆し																							
		計																							
合計																									

(注)1 1個の事件番号で受理した事件が二以上の罪名(法令)に該当するときは、統計表作成要領の規定にかかわらず、それぞれの罪名(法令)欄に計上し、さらに、二以上の違反態様に該当するときは、統計表に掲げる順序に従い最初の違反態様に該当するものとして計上すること。
2 営利目的事件については、( )を付し内数として計上すること。
3 「大麻草の栽培の規制に関する法律違反」のうち、「栽培」の欄には、同法第24条ないし第24条の3の罪を計上すること。

備考

統計報告第９号

年分　　売春防止法違反事件人員調　　検察庁

法条＼区分		受理 旧受	新受 通常受理 検察官・検察官直接受	新受 通常受理 司法警察員から	新受 通常受理 計	新受 他の検察庁から	新受 家庭裁判所から	新受 その他	新受 計	合計	既済 起訴 公判請求	既済 起訴 略式命令請求	既済 起訴 計	既済 不起訴 起訴猶予	既済 不起訴 嫌疑不十分	既済 不起訴 その他	既済 不起訴 計	既済 中止	既済 送致 他の検察庁に	既済 送致 家庭裁判所に	既済 送致 計	合計	未済
勧誘等（第５条）	第１号																						
	第２号																						
	第３号																						
周旋等（第６条）	第１項																						
	第２項 第１号																						
	第２項 第２号																						
	第２項 第３号																						
困惑等による売春（第７条）	第１項																						
	第２項																						
対償の収受等（第８条）	第１項																						
	第２項																						
前貸等（第９条）																							
売春をさせる契約（第10条）																							
場所の提供（第11条）	第１項																						
	第２項																						
売春をさせる業（第12条）																							
資金等の提供（第13条）	第１項																						
	第２項																						
計																							

（注）１　第５条違反のうち、少年については（　　）を付し内数で計上すること。なお、年齢は受理時を基準とし、同一報告時に成人に達した者は処理時をもつて計上すること

２　法人については、△印を付して内数で計上すること。

備　考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第１０号

年分　　売春防止法違反事件第一審裁判結果人員調　　検察庁

区分 / 法条		有罪 懲役 実刑	懲役 一部執行猶予 保護観察付	懲役 一部執行猶予 保護観察なし	懲役 全部執行猶予 保護観察付	懲役 全部執行猶予 保護観察なし	懲役 計	罰金 実刑	罰金 執行猶予	罰金 計	合計	無罪	その他	合計
勧誘等（第５条）	第１号													
	第２号													
	第３号													
周旋等（第６条）	第１項													
	第２項 第１号													
	第２項 第２号													
	第２項 第３号													
困惑等による売春（第７条）	第１項													
	第２項													
対償の収受等（第８条）	第１項													
	第２項													
前貸等（第９条）														
売春をさせる契約（第10条）														
場所の提供（第11条）	第１項													
	第２項													
売春をさせる業（第12条）														
資金等の提供（第13条）	第１項													
	第２項													
計														

（注）　本表には、略式命令を請求した者は計上しないこと、ただし、略式命令請求後正式裁判の申立て等により正式裁判に付された者については、（　）を付し外数として計上すること。

備考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第11号の1（16歳未満）

年分　　少年事件（検察官の処遇意見別家庭裁判所処分）人員調　　検察庁

検察官処遇意見 ＼ 家庭裁判所処分 ＼ 罪名	刑事処分相当意見							少年院送致相当意見							保護観察相当意見							その他の処分相当意見							合計	法第三十三条第九項の決定
	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	計	
刑法犯 殺人																														
放火																														
強盗																														
不同意わいせつ・不同意性交等																														
傷害・傷害致死																														
暴行																														
脅迫・強要																														
恐喝																														
窃盗																														
詐欺																														
横領																														
公然わいせつ																														
賭博・富くじ																														
自動車による過失致死傷・過失致死傷罪																														
その他																														
計																														
特別法犯																														
道路交通法違反																														
その他																														
計																														
合計																														

（注）　1　本表は、家庭裁判所送致のとき16歳未満の者について作成すること。
　　2　本表には、家庭裁判所から送致を受けたもので再送致したものも含めること。
　　3　家庭裁判所間において移送した事件は計上しないこと。なお、本庁・支部間のいわゆる回付事件は終局決定をまって計上すること。

（用紙　日本産業規格A４）

統計報告第１１号の２（１８歳未満）

年分　　少年事件（検察官の処遇意見別家庭裁判所処分）人員調　　検察庁

検察官処遇意見 ＼ 家庭裁判所処分 ＼ 罪名		刑事処分相当意見							少年院送致相当意見							保護観察相当意見							その他の処分相当意見							合計	法第一三条第一九条第二項の決定及び
		検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	計	
刑法犯	殺人																														
	放火																														
	強盗																														
	不同意わいせつ・不同意性交等																														
	傷害・傷害致死																														
	暴行																														
	脅迫・強要																														
	恐喝																														
	窃盗																														
	詐欺																														
	横領																														
	公然わいせつ																														
	賭博・富くじ																														
	自動車による過失致死傷・過失危険運転																														
	その他																														
	計																														
特別法犯	暴力行為等処罰に関する法律違反																														
	火炎瓶等の使用等取締法違反																														
	道路交通法違反																														
	その他																														
	計																														
合計																															

（注）　1　本表は、家庭裁判所送致のとき16歳以上18歳未満の者について作成すること。
　　2　本表には、家庭裁判所から送致を受けたもので再送致したものも含めること。
　　3　家庭裁判所間において移送した事件は計上しないこと。なお、本庁・支部間のいわゆる回付事件は終局決定をまって計上すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第１１号の３（２０歳未満）

年分　　少年事件（検察官の処遇意見別家庭裁判所処分）人員調　　検察庁

検察官処遇意見 ＼ 家庭裁判所処分 ＼ 罪名	刑事処分相当意見							少年院送致相当意見							保護観察相当意見							その他の処分相当意見							合計	法第二三条第一項の決定及び第二九条第三項の決定
	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計	検察官送致	少年院送致	保護観察	審判不開始	不処分	その他	計		
刑法犯 殺人																														
放火																														
強盗																														
不同意わいせつ・不同意性交等																														
傷害・傷害致死																														
暴行																														
脅迫・強要																														
恐喝																														
窃盗																														
詐欺																														
横領																														
公然わいせつ																														
賭博・富くじ																														
自動車による過失致死・過失傷害致死																														
その他																														
計																														
特別法犯 暴力行為等処罰に関する法律違反																														
銃砲刀剣類所持等取締法違反																														
道路交通法違反																														
その他																														
計																														
合計																														

（注）　１　本表は、家庭裁判所送致のとき18歳以上20歳未満の者について作成すること。
　　２　本表には、家庭裁判所から送致を受けたもので再送致したものも含めること。
　　３　家庭裁判所間において移送した事件は計上しないこと。なお、本庁・支部間のいわゆる回付事件は終局決定をまって計上すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第１２号

年分　　少年事件第一審裁判結果人員調　　検察庁

区分 / 罪名		起訴時 16歳未満							起訴時 16歳以上18歳未満							起訴時 18歳以上20歳未満								起訴時年齢超過	
		懲役・禁錮			罰金	[illegible]	その他	計	懲役・禁錮			罰金	[illegible]	その他	計	死刑	懲役・禁錮			罰金	[illegible]	その他	計	[illegible]	[illegible]
		実刑	[illegible]	[illegible]					実刑	[illegible]	[illegible]						実刑	[illegible]	[illegible]						
刑法犯	殺人																								
	放火																								
	強盗																								
	不同意わいせつ・不同意性交等																								
	傷害・傷害致死																								
	暴行																								
	脅迫・強要																								
	恐喝																								
	窃盗																								
	詐欺																								
	横領																								
	公然わいせつ																								
	賭博・富くじ																								
	[illegible]																								
	その他																								
	計																								
特別法犯	暴力行為等処罰に関する法律違反																								
	銃砲刀剣類所持等取締法違反																								
	道路交通法違反																								
	その他																								
	計																								
合計																									

(注)　起訴時20歳以上の者については、起訴時年齢超過欄に計上し、裁判確定欄には計上しないこと。

備考

用紙　日本産業規格A4

統計報告第１３号

年分　　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反事件人員調　　検察庁

区分 / 法条	受理								既済											未済
	旧受	新受						合計	起訴			不起訴			中止	送致			合計	
		通常受理			他の検察庁から	その他	計		公判請求	略式命令請求	計	起訴猶予	その他	計		他の検察庁に	家庭裁判所に	計		
		検察官認知・直受	司法警察員から	計																
出資金の受入の制限（第１条）																				
預り金の禁止（第２条）																				
浮貸し等の禁止（第３条）																				
金銭貸借の媒介手数料の制限（第４条）																				
高金利の処罰（第５条）																				
高保証料の処罰（第５条の２）																				
保証料がある場合の高金利の処罰（第５条の３）																				
その他																				
計																				

（注）　各法条には、それぞれの脱法行為（第８条）を含む。

備考

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第１４号

年分　検察審査会議決建議勧告受理件数並びに人員調

地方検察庁

議決	受理総数		議決区分															
			起訴相当		不起訴不当		不起訴相当		申立却下		審査打切り		移送		起訴をすべき旨		起訴議決をするに至らなかった旨	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
建議又は勧告件数																		

（注）　同一議決において議決区分の異なる複数の被疑者がある場合、又は同一議決において同一被疑者について罪名により議決区分の異なる場合には、当該議決件数は内訳欄記載順序の先順位の議決区分に係る被疑者の件数として計上し、他の被疑者又は他の罪名等に係る議決についてはそれぞれ該当議決区分欄の人員欄に括弧書き外数として計上すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第１５号の１

年分　　補償をする裁定をした被疑者補償事件人員調

検察庁

本案被疑事件の不起訴裁定主文	補償人員（人）	補償の対象となる日数（日）	補償した金額合計（円）
罪とならず			
嫌疑なし			

（注意）
1　本表は、対象期間に「補償をする」裁定をした被疑者補償事件について計上すること。
2　被疑者補償事件１件につき、本案被疑事件の不起訴裁定主文が数個あるときは、事件事務規程（平成２５年法務省刑総訓第１号大臣訓令）第７５条第２項各号に掲げる区分の順序に従い、最初の区分に該当する不起訴裁定主文の項に計上すること。
3　「本案被疑事件の不起訴裁定主文」の項は適宜追加して記載すること。
4　「補償の対象となる日数」は、拘束時間が極めて短い場合も１日として計上すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

統計報告第１５号の２

年分　　補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件人員調

検察庁

１　規程第４条第１号又は同条２号に係る立件・裁定結果

本案被疑事件の不起訴裁定主文	立件件数	裁定件数			
		②規程第４条の３第１号該当	③規程第４条の３第２号該当	④規程第４条の３第３号該当	⑤規程第４条の３第４号該当
罪とならず					
嫌疑なし					
刑事未成年					
心神喪失					
計					

２　規程第４条第３号に係る立件・裁定結果

本案被疑事件の不起訴裁定主文	立件件数	裁定件数				
		①規程第２条に該当せず	②規程第４条の３第１号該当	③規程第４条の３第２号該当	④規程第４条の３第３号該当	⑤規程第４条の３第４号該当
嫌疑不十分						
起訴猶予						
計						

（注意）
１　本表は、対象期間に「補償の全部をしない」裁定をした被疑者補償事件について計上すること。
２　本表中「規程」は、被疑者補償規程（昭和３２年法務省訓令第１号）をいう。
３(1)　被疑者補償事件１件につき、本案被疑事件の不起訴裁定主文が数個あるときは、事件事務規程（平成２５年法務省刑総訓第１号大臣訓令）第７５条第２項各号に掲げる区分の順序に従い、最初の区分に該当する不起訴裁定主文の項に計上すること。
(2)　被疑者補償事件１件につき、補償をしない裁定事由の該当条文が数個あるときは、表の裁定件数欄に掲げる裁定事由の順序に従い、最初の裁定事由の欄に計上すること。
４　「本案被疑事件の不起訴裁定主文」の項は適宜追加して記載すること。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

事務報告様式

事務に関する報告	
報告項目	□ 1 事務細則 □ 2 訓令、通達等 □ 3 司法警察職員に対する懲戒罷免訴追 □ 4 第一審強化方策協議会状況 □ 5 罰則の定めのある条例 □ 6 職務上の過誤 □ 7 監査結果 □ 8 その他
報告検察庁	検察庁
報告年月日	年　月　日
報告内容	

（注）1　該当する□にレ印を記入すること。
　　2　報告に必要な文書を添付すること。
　　3　報告項目「6職務上の過誤」については、その概要を記入すること。

（用紙　日本産業規格A4）